

平成 14 年 5 月 20 日
政策研究大学院大学
西野 文雄

国立大学の法人化と国際開発協力

1. 大学が国際開発協力の実務に参加する必要性

大学教員が多くの分野で実務に従事することは教育、研究にとって有益であるのみならず、必要であると考えられている。米国の工学系学部の大学課程認定機関である Accreditation Board for Engineering and Technology では1プログラムの大学教員の構成要件として、30%以上の教員が実務経験を有していることを要求している。途上国開発援助分野でも同じことがいえる。被援助国の状況と援助の実態を知らなければ、国際開発協力に関する教育、研究は限定されたものになる可能性が強い。

2. 大学教員が個人として国際開発協力に参加することの限界(西野自身の経験)

1) インドネシア日米共同高等教育開発案件(USAID と JICA の共同)

技術協力対象とするスマトラ島、カリマンタン島の11大学を選ぶための調査に一ヶ月間従事した。USAID は競争入札にかけ、コンサルタント登録していたケンタッキー大学が落札し、三名の教官が調査に参加した。日本側はJICAの依頼で西野が参加し、他に JICA の専門調査員が参加した。この結果、5名による調査となった。現役の国立大学の教員が一ヶ月の調査に参加する許可を取るのには大きな困難が伴った。

日米共同案件であるが、組織内部での事務処理が異なるため案件を二つに分けたうえで、一案件と同じ成果が出るよう日米が協調して実施することとなった。米側の案件形成は外部に発注する形で行われた。競争入札の結果、USAID のコントラクトはウイスコンシン大学が落札した。ケンタッキー大学は案件形成には入札しなかった。案件の実施に入札したく、案件形成に参加した大学は実施の入札に参加できないのが理由と記憶している。日本側は西野と外務省経済協力局の政策課長、技術協力課長、インドネシア大使館の参事官が中心となって形成した。

案件自体は、米側はフロリダ州立大学が落札し、実施した。JICA は直接自身で実施した。

2) 世界銀行の Global Distance Learning Project (日本の Finance、Environment、Privatization、Trade の四分野での開発経験を主として IT Media を使って発信する案件 入札は95万ドルを上限とし、落札者は提供する内容の審査で決まる方式)

第1次審査に19社が参加した。この段階では世界銀行に入札を考えている社はコンサルタント登録している必要はなかった。このため、政策研究大学院大学とNTT東日本が提携し、西野が代表者となり書類を提出した。5社が第2次審査に残った。

本入札では、国立大学である政策研究大学院大学はコンサルタント登録できないため、政策研究大学院大学世界銀行GDLNグループという形をとり、教員個人が世界銀行の仕事を兼業するという前提で入札に参加した。実際にはこのような形ではコンサルタント登録するのは、参加者が多すぎ、無責任体制となるためか、許されなかった。具体的には On-Line 登録する必要があるが、このような方式は On-Line 登録の項目になく、登録できなかった。しかし、担当者が日本人職員であったため、国立大学の事情を説明し、西野の責任で参加者をまとめるという条件で受け付けてもらうことは出来た。

1社が辞退し、4社が入札した結果、政策研究大学院大学は第2優先交渉権者になった。結果的には第1優先交渉権者の民間企業が落札した。入札に参加した4社の内、大学が参加したのは政策研究大学院大学のみであった。

3. 国立大学の法人化による可能性

1) 大学の組織としての対応

国立大学が法人化することにより、制約の多い大学教員個人による対応ではなく、大学が組織として対応することが可能になるものと考えられる。

具体的には、国際援助機関や国内の援助機関に、大学がコンサルタント登録をすることにより、組織間の契約に基づき、プロジェクトを実施できるようになる。

その場合には、援助機関からの人件費補填により、協力を携る教員のサポートや、授業負担の軽減等のために必要な人員を整備することも可能になるものと考えられる。

2) コンサルタント料金収入

国立大学が独立法人化されれば、学長の判断にもよるが、コンサルタントとしての収入がなければ、国際開発協力を携わることは困難になる。米国の例では、コンサルタントとしての収入は大学の収入になる場合と、個

人の収入になる場合の両者が混在する。基本的には大学教員の契約は年間9ヶ月が一般的であり、さらに1週5日のうち平均して1日は外部の仕事をする事が許されている契約が多い。

国立大学独立法人化の話の中に、JICAやJBICが国立大学教員個人、あるいはグループに対するコンサルタント料のことを考えているかどうか心配になる。現在のところ、国立大学の教員は大学での職務専念義務が免除され、義務はJICAやJBICに移っていると理解している。

4. 今後の大学による国際開発協力のあり方

1) 日本の国際開発協力での優位性のある分野

現在の経済状況は必ずしも良いとはいえないが、明治維新後、あるいは第2次世界大戦後の復旧、経済、社会、技術の発展は世界に例を見ない状況であり、国民の性格、考え方が近いアジアの諸国にとっては、日本の経験、考え方は国際開発協力の世界では大いに役立つものと確信している。アジア以外の国に対しても日本の開発に対する考え方は十分役立つだろう。

工学分野での日本の技術は世界の中で第一級と考えて良い。技術協力ではアジアのみならず、世界の多くの途上国で役立つと考えて良いだろう。

2) 大学の規模が余程大きくない限り、一大学の教員のみで、国際協力するには限界がある。少人数の教員で実施できる案件のみに限られる。米国の例では、他の大学と提携し、必要に応じて短期間1大学のチームに参加している例が見られる。世界銀行のGDLNのように教員個人が活躍できる案件は、例外的であろう。GDLN 案件を落札した民間企業は専門家をどのように集めたのか不明であるが、多くの私立大学の教員、および開発コンサルタントの人材をこの案件に限ってリクルートしたのではないかと想像される。

3) 大学は、ある意味では特別な分野の真の専門家集団と考えて良いだろう。現実問題としては、民間のコンサルタント企業の国際開発協力グループと大学が連携してプロジェクトに参画するのがもっとも可能性が強い方法とも考えられる。

4) 教育協力を専門とするコンサルタントは日本には育っていない。欧米諸国でも状況は同じと思われる。教育案件を見る限り、欧米のチームであっても、チームのメンバーは教員のみで構成されている例が多い。欧米の大学は、自国の開発機関のみならず、世界銀行やアジア開発銀行、他の地域開発

銀行、国連機関にコンサルタント登録している。

- 5) このような登録をするのみでは入札情報を知ることはできても、入札し、落札することは容易でない。営業活動が必要である。欧米の大学で、国際開発協力を熱心な大学では、大学内に国際開発協力を目的とする組織を持っている。国際開発協力するには、日本の大学も大学が連携して、あるいは1大学でこのような組織作りが必要であろう。